

## 奈良市行財政改革懇話会開催要項

### (趣旨)

第1条 本市における行財政改革の推進に当たり、外部の視点からの意見又は助言を求めため、奈良市行財政改革懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 新たな行財政改革計画の策定に関すること。
- (2) 新たな行財政改革計画に基づく施策の推進及び効果検証に関すること。
- (3) その他行財政改革の推進に関し市長が意見を求める必要があると認める事項

### (参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
  - (2) その他市長が必要と認める者
- 2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

### (運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第5条 懇話会の庶務は、AI・行革推進課において処理する。

### (施行の細目)

第6条 この要項に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この要項は、令和4年3月10日から施行する。

#### (施行期日)

この要項は、令和8年4月1日から施行する。